

広島県訓令第二号

本 庁  
地 方 機 関

広島県副知事の担任意務等に関する規程を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県副知事の担任意務等に関する規程

第一条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

- 一 共管する事務
    - イ 県政に係る重要施策の決定に関すること。
    - ロ 人事、組織及び予算編成に関すること。
    - ハ その他知事が指定すること。
  - 二 副知事有岡宏の担任意務
    - イ 会計管理局（会計管理者の権限に属することを除く。）、総務部財務局、政策企画部、地域振興部、農林水産部、土木部、都市部及び空港港湾部に関すること。
    - ロ 公営企業部、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び収用委員会との連絡調整に関すること。
  - 三 副知事城納一昭の担任意務
    - イ 総務部総務管理局及び秘書広報局、県民生活部、環境部、福祉保健部並びに商工労働部に関すること。
    - ロ 教育委員会、人事委員会及び労働委員会との連絡調整に関すること。
- 第二条 前条に規定する担任意務以外の事務については、その都度、知事が定める。
- 第三条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。